

## 比叡山高等学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1 基本的方針

#### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える、さらにその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することができないようにいじめの防止等のための対策を行う。また、暴力行為についてもいじめ同様の防止等の対策を行う。

#### (学校及び職員の責務)

すべての生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

### 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

#### (1) 基本施策

##### ① 学校におけるいじめの防止

- (ア) いじめをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒一人ひとりが安心して学べる学校をつくる上で、校訓の実践が重要であることを明確に意識した教育活動を実践する。
- (ウ) いじめ防止に関する理解を深めるための啓発活動を積極的に推進する。

##### ② いじめの早期発見のための措置

###### (ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するための定期的な調査を実施する。

①生徒対象いじめアンケート調査 年2回（6月・10月）

②学級担任による生徒からの聞き取り調査（個別面談）

年2回（6月・11月）

###### (イ) いじめ相談体制

いじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

②保健室の役割

(ウ) いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

##### ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、啓発活動を行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

いじめの防止等の対策のための組織「いじめ等防止委員会」の設置<要項は別紙>

## (3) 重大事案への対処

いじめによって、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、滋賀県総務部総務課に報告する。
- ② 滋賀県総務部総務課と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## (4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめを防止するための取組に関すること。
- ② いじめの早期発見に関する取組に関すること。

## 延暦寺学園比叡山高等学校「いじめ等防止委員会」設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国のいじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)にもとづき、「いじめ等防止委員会」の設置および運営について、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 校内に標記委員会を設置し、その徹底した取り組みを通して、いじめ・暴力行為等の防止に努め、高校生一人一人が心輝せる学校を作ることを目的とする。

### (組織)

第3条 「いじめ等防止委員会」委員は、学年団を除く諮問会議のメンバーと養護担当者で構成する。

メンバー：教頭、学年・教務・人権・生活指導・進路指導の各主任主事、養護必要に応じて当該学年団・クラブ顧問が加わるものとする。

「いじめ等防止委員会」委員長には、教頭があたる

### (取組)

第4条 「いじめ等防止委員会」は、関係部署の協力を得ながら、次のような取り組みを行う。

#### (1) いじめ等の未然防止にむけた取組

- ①人権を尊重する精神の醸成
- ②定期的なアンケートの実施
- ③相談体制の確立

教育相談の実施

スクールカウンセラー等との面談

- ④いじめ等防止にむけた研修会の実施

#### (2) 生起事案の状況把握および分析

#### (3) いじめ等を受けた生徒・保護者に対する相談・支援

#### (4) いじめ等を行った生徒・保護者に対する指導・助言

#### (5) 専門家への相談

#### (6) 県総務部総務課など関係諸機関との連携

### (会議)

第5条 会議は定期的に開催するものとする。ただし、状況によっては即時開催ということもある。

付則 この要綱は、平成26年1月8日より施行する。